栃木県「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動について

　　県では、第２波に備え、感染防止対策に取り組みながら、社会経済活動の本格展開を図るため、各業界団体と連携した感染防止対策を徹底する取組と、各事業者の参加による感染防止対策の「見える化」の取組を県民運動として展開します。

各団体及び事業者の皆様には、この取組宣言運動に積極的に参加いただき、感染防止対策が徹底され、県民の皆様が安心して暮らせる環境づくりをともに進めていきましょう。

　　なお、作成した「宣言書」は、各団体及び事業者の自主的な感染防止対策の取組を「見える化」するものであり、県が認証するものではありません。

　　この取組は、７月31日までを運動強化期間とします。

□　宣言書作成手順

■　県内業界団体

　　　業種別「感染防止対策取組宣言書」の作成手順

１　各団体は、県ホームページから業種別「感染防止対策取組宣言書（例）」をダウンロードしてください。

(http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/torikumisengen-ichiran.html)

２　「感染防止対策取組宣言書」の内容を確認し、各業界団体のガイドラインに沿った団体独自の取組を書き加え、宣言日、団体名を記載し、県に提出してください。

３　県は、報告を受けた団体の宣言書を随時県ホームページに掲載します。

４　各団体は、「感染防止対策取組宣言書」を団体事務所やホームページ等に掲示するとともに、会員等への普及・支援等に御協力ください。

　　　※　「宣言団体・宣言書」一覧（今後随時掲載）

■　県内事業者

　　事業者向け「感染防止対策取組宣言書」の作成手順

１　各事業者は、県ホームページから事業者向け「感染防止対策取組宣言書」と「ステッカー」をダウンロードしてください。

　　　(http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html)

２　各事業者は、「感染防止対策取組宣言書」の内容を確認し、各業界団体のガイドラインや取組宣言等に沿った具体的取組を書き加え、施設名を記載し、各事業所（店舗）に掲示してください。

　　　また、「ステッカー」は、来店者から見える店頭などの場所に掲示してください。

※　業界団体がない業種や団体未加入の事業者の皆様も積極的に御参加ください。

□　問い合わせ先（県への提出先）

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（新型コロナウイルス施設・生活相談センター）

〒320-8501　宇都宮市塙田1-1-20

電話番号：028-623-2826

Ｅメール：shakai-honbu@pref.tochigi.lg.jp

□　参考

　・業種別ガイドライン（業界団体作成）　(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/gyousyubetsuguidelines.html>)

　・新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動　Ｑ＆Ａ

　 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/torikumisengen-qa.html)